

「金融商品会計に関する実務指針(公開草案)」 (日本公認会計士協会) についてのコメント

平成11年12月3日

1. 金利スワップの特例処理について(第175、176項)

- (1)金利スワップの特例処理の要件が厳格過ぎ、第176項の記載されている条件をすべて満たすことは困難であり、適用要件を緩和して頂きたい。特に問題として認識している点は、第176項3)で固定金利から変動金利へのスワップが特例処理として認められていない点、中途からスワップを組んだとき、残存期間がほぼ一致しても第176項2)の条件が満たされない点、等がある。また、ヘッジ対象の利払いが年払いで、金利スワップの受取利息が年払い、支払利息が半年払いのケースでは、利息の受払条件がほぼ同一と見なされるのか確認したい。
- (2)キャッシュフローが複雑なヘッジ対象資産負債に見合うように、金利スワップに金利の単なる交換と認められない作為的なキャッシュフローを創出する場合、それが経済合理性に叶っていると認められる場合、金利スワップの特例処理は適用されるのか確認したい。
- (3)通貨スワップ、通貨金利スワップについて、金利スワップの特例処理に認められるものと同様の要件を満たしていると認められる場合、これらが適用されるのかどうか明示して頂きたい。

2. 満期保有目的の債券の振替又は売却について(第68項)

- (1)他の保有目的区分へ振り替える必要はないとして、第68項第二段落で例示されているうち、1)「債券の発行者の信用状態の著しい悪化」とは、どのような状況を指すのか明確ではない。通常、著しく悪化する前、つまり悪化が予想されるに売却することは十分に考えられる。「著しい」という表現は必要ないのではないか。
- (2)満期保有目的で債券を購入し、その後の状況の変化で満期前に売却等を行った際に、残り全ての債券を他の保有目的区分に振替なければならないことにより、債券、特に中長期の社債等の発行体にとって資金調達が困難になる可能性がある。おなじ発行体の債券のみを振り替える等に限定すべきではないか。
- (3)満期保有目的の債券の債務者側からの要請等により、満期前に有利な条件での売却等の可能性もあるが、このような場合は第68項7)に該当すると考えてよいのか。

3. 有価証券に準じて取り扱うものについて(第8項)

国内CDも有価証券に準じて取り扱うものとされているが、満期迄短期間のものまで期末に時価評価を義務づけることによることで、保有銘柄の種類、金額等が大きい事業会社では、事務負担が大幅に増大することが予想される。

4. 償却原価の算定について(第69項)

償却原価の算定方法については原則利息法とし、重要な差異が生じない場合には、簡便法である定額法を採用することができるが、差異の検証にかかる事務負担を考慮して、定額法を継続して選択適用することを認めて頂きたい。

5. 有価証券の価値の減損に伴う会計処理(第89項)

「下落の合計額が保有会社にとって金額的に重要性を有する場合」にも時価が著しく下落したこととする旨の記述があるが、下落の重要性については個別銘柄毎に判断すべきものであり、保有会社の財政状況や経営成績により判断が変るのはどうか。

6. 包括ヘッジの要件について(第151項)

「ポートフォリオ全体の時価の変動割合に対して、上下10%を目安にその範囲内」が包括ヘッジ要件となっているが、ヘッジ対象となる個々の取引が全体に対して10%の範囲内で変動するかどうかをテストすることは実務的に困難であり、実質的にこの要件を満たす管理を行うことは無理ではないか。

7. 連結会社間取引のヘッジの可否について(第162項)

通常のヘッジ会計の適用要件を満たしている場合には、連結関連会社間取引についてもヘッジ会計の適用が認められてよいのではないかと。

8. 「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」について

「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」に関して、既存の為替予約等についての経過措置、および利息に相当する部分について為替予約等をおこなった場合の処理について明確にして頂きたい。

9. 実質的ディフィーザンスとデット・アサンプションについて(第45項)

デット・アサンプションに係る原債務の消滅の認識要件で述べられている「高い信用格付けの資産」の範囲を客観的に明示して頂きたい。なお、その資産の例として「償還日が同一の」との表現があるが、デット・アサンプションの対象債務と償還日が同一の債券を購入し、信託することは実務上困難である。また、デット・アサンプションにより発生した償還損の取り扱いも明確にして頂きたい。

10. ヘッジ会計の適用要件について(第142項)

ヘッジ会計の適用要件を満たすには、事前テストやリスク管理方針等を文書により明確にする必要があるが、業務効率の観点から、具体的事例を示して頂きたい。

11. ヘッジの対象となりうる予定取引の判断基準について(第161項)

どの程度までが合理的に予測されるといえる取引なのか、具体的事例を示して頂くと、業務効率化に有効である。

12. 金融市場に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」について(第52、53項)

合理的な見積りの方法に関し、情報開示内容の公平性や、企業の事務負担軽減の観点から、より客観的で、簡便な方法を明示して頂きたい。

13. 相殺表示の条件について(第138項)

デリバティブ取引について、各金融機関との間に締結したISDAマスターアグリメントについては、第138項でいう法的に有効なマスターネットティングに該当すると認識しているが、その旨明示頂きたい。

14. 高度なヘッジ手法を用いている企業の対象範囲について(第153項)

高度なヘッジ手法を用いている企業として「金融機関等」という表現があるが、総合商社等のように広範な財務活動を行い多額の金融資産／金融負債を保有する事業会社については、別途検討が行われる「特定業種の会計処理」の適用範囲に含めて頂きたい。

以上